

## 川崎市営住宅連絡人及び川崎市特定公共賃貸住宅 連絡人設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、川崎市営住宅条例第27条第3項及び川崎市特定公共賃貸住宅条例第27条第3項の規定に基づき、川崎市営住宅連絡人及び川崎市特定公共賃貸住宅連絡人(以下「連絡人」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 川崎市営住宅及び川崎市特定公共賃貸住宅(以下「市営住宅等」という。)並びに共同施設の管理等に関する事務連絡を行わせるために、各団地に連絡人を置く。

2 これの配置基準は、概ね200戸につき1人とする。ただし、団地の敷地面積、住棟及び共用施設等の配置状況などにより、これを増減することができる。

### (任命)

第3条 連絡人は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命するものとする。

- (1) 連絡人業務を取り扱うことができる者で、使用者のうちから自治会等の推薦のあった者
- (2) 前号によりがたい場合は、市営住宅等の一般公募の例による申込資格がある者でまちづくり局長が認める者

### (業務)

第4条 連絡人は、別に定めるもののほか、次の業務を行うものとする。

- (1) 事故等緊急時の通報、連絡に関すること。
- (2) 文書等の集配に関すること。
- (3) 空家住宅に関すること。
- (4) 物品等の保管に関すること。
- (5) 自治会等の設立指導に関すること。
- (6) その他、川崎市営住宅監理員の指示に基づく管理上必要な事項に関すること。

### (守秘義務)

第5条 連絡人は、その業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を解任された後も同様とする。

### (報償)

第6条 連絡人に対する報償は月額とし、別に定めるところによる。

### (解任)

第7条 市長は、連絡人が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解任することができる。

- (1) 連絡人からの解任願により、やむを得ないと認めるとき。ただし、連絡人が市営住宅等を退去するときは、退去する日の1月前までに解任願を提出しなければならない

ない。

- (2) 不正又は不当な行為があったとき。
- (3) 市営住宅等の使用許可を取り消され、又は住宅の明渡しを請求されたとき。
- (4) 市営住宅等の管理上必要があると認めたとき。

附 則

この要綱は、平成3年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年2月5日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以後の申請等について適用し、施行日前の申請等については、なお従前の例による。